

平成 15 年 5 月 30 日

各 位

会社名 アルゼ株式会社
代表者の 代表取締役社長 岡田和生
役職・氏名
(登録銘柄コード番号 6425)
問合せ先 常務取締役 大賀 恭一郎
総合企画室長
電話番号 03 - 5530 - 3055

訴訟判決に関するお知らせ

平成 15 年 5 月 29 日付で前段判定特許権（特許第 1905552 号）の審決取消訴訟の勝訴判決を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 前段判定特許権（特許第 1905552 号）の審決取消訴訟について

昭和 55 年頃、オリンピックマシンとして登場したスロットマシンが現在のパチスロ機の原点となっており、これらのオリンピックマシンは一時的に成功したにもかかわらず、そのすべてが市場から消えてしまったという経緯があります。その理由は、これらのオリンピックマシンは、リールが停止した際の出目によって当選役を決定する、いわゆる、結果判定方式のマシンであったため、正確な目押しを行うことにより大当たり確率が大幅にアップしてしまうという問題点を抱え、技術介入性の影響が大き過ぎたことによります。

これらのオリンピックマシンの問題点を根本的に解決するための技術が、今回勝訴を受けました前段判定方式の特許権です。

この前段判定特許権は、スタートレバーを叩いた時点で入賞したか否かを一定確率で予め決定し、決定された内容に基づいてリールの停止制御を行うものです。これによって、パチスロ機が、適度な技術介入性と遊技者間の平等性とを維持することで、商業的にも大成功を収め、現在、すべてのパチスロ機が、この前段判定特許権を利用しております。

この前段判定特許権は、株式会社サミーが、特開昭 59 - 40883 号等の引用文献により、容易にできたものとして、東京高裁に対し、審決取消訴訟を提起しておりましたが、この度（平成 15 年 5 月 29 日）、東京高裁にて前段判定特許権を維持する旨の判決がなされました。

すなわち、この度の東京高裁での判決結果は、前段判定特許権の有効性を証明するものであり、従来の結果判定方式だけではなく、特開昭 59 - 40883 号等の多くの公知文献をもってしても崩すことができなかつた前段判定特許が、いかに有効な特許であったかを示す結果となりました。

2. 今後の見通し

CT 特許権（特許第 1855980 号）の技術内容が、結果判定方式を用いた引用例と同一であるとの理由で無効と判断された特許庁での審決は、今回勝訴した前段判定特許権の判決を鑑みると、誤解であった可能性が高いと考えており、前段判定特許権を基とした CT 特許権は、特許権として有効なものであると確信いたします。

以 上